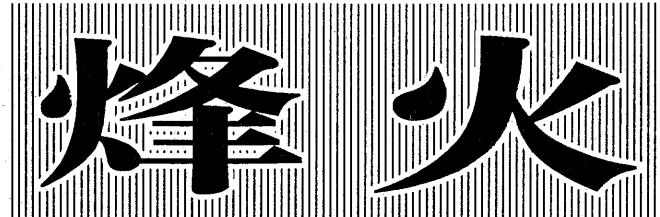


国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命－世界プロレタリア独裁－共産主義を実現する新しいインターナショナル（世界単一党）を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

有事立法制定を阻止せよ P2~3
韓国反基地闘争に連帯を P4~6
自衛隊法改正を阻止せよ P10

1997年
8月1日
第505号
編集発行人 海路 薫
一部 200円



共産主義者同盟（全国委員会）

■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19
明豊ビル401号 大労協内
TEL(06)371-3706
○郵便振替 00930-0-63333
○銀行口座 第一勧銀 551-1058150

排外主義打ち破る反帝国際共同闘争を推進せよ ガイドライン改悪－有事立法制定策動と対決し 今秋の総決起を準備せよ

七・一七ARF粉碎闘争を貫徹



第5回公開審理で土地強奪を弾劾する反戦地主（7月3日）

労基法改悪を阻止せよ

力ガイドラインの改悪を九月下旬から一〇月上旬の日米安保協で行い、朝鮮半島を当面の焦点とした日米共同作戦体制の確立へと突き進もうとしている。そして日帝・橋本政権は、このガイドライン改悪と結合した有事立法制定へと向かい、明文改憲に向けた動きもますます強まっている。他方で、労基法の改悪の準備が進行し、介護保険法案の秋の臨時国会での成立がもくろまれるなど、労働者人民の権利をはぐ奪し、犠牲を集中しようとする攻撃もまたますます強化されてきている。

このようななかで、われわれは五二回目の八・一五を迎える。「自由主義史観」を掲げて日帝のかつての植民地支配と侵略戦争を擁護し、アジア人民の戦後補償要求に悪罵を投げつける動きを断じて許してはならない。教科書からの日本軍「慰安婦」問題の削除を要求する地方議会決議を推進する右翼勢力を断じて許してはならない。日帝が侵略反革命戦争に労働者人民を総動員しようとする現在、このような排外主義と徹底してたたかい抜くことは決定的に重要である。

そしてすべてのたたかう労働者人民は、今こそガイドライン改悪－有事立法制定・改憲を阻止するために全人民の決起を組織し、これをプロレタリア国際主義の旗のもとに領導していく準備を推進していかねばならない。われわれは、五月の沖縄現地闘争から六月アジア共同行動に全力で決起し、開始された反基地アジア共同闘争の発展のために奮闘してきた。そして七・一七ARF粉碎闘争を首都でたたかい抜いた（詳報次号）。このような九七年前半期の一切の成果に立脚し、秋のたたかいの準備を全国・各地方でなし切らねばならない。

七月二十五日に全国会議を開催したアジア共同行動日本連は、韓国派遣など夏のアジア連帯ツアーや準備を推進しつつ、九月下旬から一〇月初めに各地でガイドライン改悪に反対する集会を行い、一二月上旬に全国フォーラムを開催することを決定した。また七・一七闘争を組織した全国労政・全国労共闘・反帝国際連帯学生委員会・学闘連もまた、ガイドライン改悪阻止を掲げた総決起の組織化に向かおうとしている。このようなたたかいに断固として結集し、その最先頭でたたかい抜こう！

侵略反革命戦争への総動員を狙う 有事立法制定・改憲攻撃粉碎せよ

有事立法の制定に向けた日帝ブルジョアジーの攻撃がいよいよ本格化している。自民党国防部会（部長・中谷元）は、防衛庁と自衛隊の協力を得ながら、七月初旬に「法制整備の方向性」と題する文書をまとめた。そこでは「日本周辺有事」に関する対米協力について、二二一の検討課題があげられ、そのために自衛隊法などそれに関連する現行法の改悪や新たな立法措置が必要であることが強調されている。また七月一五日の閣議で了承された九七年度版「防衛白書」には、「研究にどまらず、整備されることが望ましい」とし改定もろとも、日帝ブルジョアジーの野望を打ち砕いていかなくてはならない。

日帝・橋本政権は現在、九月に予定されるガイドライン改定にあわせて、この有事法制整備についての基本方針を閣議決定し、有事関連法案として来年の通常国会に一括提出しようとしている。われわれはこの有事立法制定にめらかに狙いを暴きだし、ガイドライン改定もろとも、日帝ブルジョアジーの野望を打ち砕いていかなくてはならない。

侵略遂行のための法整備

進められようとしている有事法制整備の直接的目的是、この九月にもくろまれる「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）見直しの内容に法的な裏付けを与えることにある。

六月八日に発表されたガイドライン改定に関する中間報告においては、「朝鮮有事」を当面の焦点に想定した「日本周辺有事」に際して、日米帝国主義が共同軍事行動を行っていくこと、そのためには「共同作戦計画」や「相互協力計画」を策定することが打ちだされている。そして日米協力の具体的な内容として、「人道的活動」「捜索・救難」「経済制裁の実効性の確保」「非戦闘員の退避」「米軍による施設の利用と日本の後方支援」「運用協力」の六分野にまたがって、四〇の「協力検討措置の例」があげられている。自民党国防部会がまとめた「法制整備の方向性」は、それを踏まえて、現行法の改定あるいは新たな法的措置が必要な二二項目を検討課題としてまとめあげたものである。

この「法制整備の方向性」で打ちだされている具体的な措置は、まず第一に自衛隊法の改悪である。それによって、「緊急時の在外邦人の救出」のための自衛隊艦隊の派遣、経済制裁のための船舶の臨検（海上封鎖の一環）、戦闘行為で負傷した兵士の捜索・救援など、幅広い領域での米軍と自衛隊の共同作戦体制や自衛隊の海外展開に道が開かれようとしている。また米軍兵員・物資の国内輸送について、警察だけでなく自衛隊が輸送経路を警備できるようにすればなく自衛隊が輸送経路を警備できるようになることがもくろまれており、それは自衛隊が米軍兵員・物資の輸送に反対する労働者人民に銃剣を突きつけるという事態をも生みだすものである。なお機雷の除去については、現行法で可

総動員体制構築狙つ日帝

日帝・橋本政権は、九月にも予定されるガイ

ドライン改定と結合して、これらの有事法制整備に関する基本方針を閣議決定し、来年一月からはじまる次期通常国会に有事関連法案として一括提出しようとしている。すでに指摘したように、有事法制整備の目的は、ガイドライン見直し中間報告が鮮明に打ち出した「朝鮮有事」を当面の焦点とした「日本周辺有事」の際の日米共同軍事行動に対し、国内法的な根拠を与えいくことである。それは朝鮮・アジア人民に対する侵略反革命戦争準備であり、われわれはこれを絶対に粉砕しなくてはならない。

同時に日帝ブルジョアジーは、この有事法制整備を通して、自衛隊の海外派兵の法的根拠をさらに拡大しようとしている。そもそも「有事」とはあいまいな概念であり、「有事」と「平時」の一線がどこで引かれるかのことは不明確である。そして、七月一二日の自衛隊機のカンボジアに向けた派兵が、自衛隊法一〇〇条に規定する「緊急時」には該当しないにもかかわらず、「準備行為」として正当化されたように、無制限の「有事」の拡大解釈につながっていくものである。そうすることによって日帝ブルジョアジーは、米軍との共同軍事行動のみならず、独自判

断・独自利害にもとづいて、いつでもどこへでも自衛隊を海外派兵しうる体制をつくりだそうとしているのだ。

またこの有事立法制定攻撃は、自衛隊の軍事出動のみならず、法的な強制力をもつて民間から戦争動員をなしとげていこうとするものである。「法制整備の方向性」では、民間空港・港湾の米軍への提供や、米軍基地への役務提供に関する、自治体や民間業者、そして労働者の動員をなしとげるために罰則をふくむ強制措置の必要性を指摘している。このように有事立法の制定とは、労働者人民を有無を言わざず侵略反革命戦争へと動員していこうとするものであり、日本全土を戦争のための出撃拠点・兵站拠点と化すものである。日帝ブルジョアジーによるこの攻撃を、労働者人民の巨大な大衆的反撃をもってうち破つていかなくてはならない。

他方でこのような有事立法制定を先取りするものとして、日帝ブルジョアジーによるアジア侵略反革命戦争出動に向けた国内支配体制の再編・強化は、すでにいくつかの分野で着手されできている。沖縄人民を先頭にした反基地反安保闘争の巨大会前進に真っ向から敵対して行われた今年四月の米軍用地特別措置法の改悪がそのである。地主の意思や土地收回用委員会の決定に関係なく、実質的に政府が軍用地を永久的に強制使用できるというこの法改悪は、まさに有事立法の先取りに他ならなかった。また同じく今年四月には、そもそも在日・滞日外国人に対する差別・管理の法体系である入管法のさらなる改悪が強行された。今回の改悪は、密航ほう助に対して同法で重罰を課すことを内容とするものであるが、それは「朝鮮有事」の際の避難民の発生とそれに対する支援・救援活動を管理・統制していくことを見据えたものである。

さうに七月一八日には、法相の諮問機関である法制審議会刑事法部会が「組織犯罪対策法」の要綱骨子案を決定した。「団体での活動」として「組織犯罪」を行った者に対して罪を加重するというこの法案は、団体一般を対象とすることによって、暴力団のみならず日帝ブルジョアジーがすすめる侵略反革命戦争準備に対する

【捜索・救難】自衛隊による紛争当事国の遭難兵士の捜索救難の法的根拠などをについて、戦闘行為そのものによって被害を受けた兵士を対象にするか援助を行うための法的措置

【国際平和と安定維持を目的とする経済制裁の実効】

日米防衛指針 法整備の検討対象

【人道的活動】現行PKOが対象。紛争前にも食糧援助などの分野で人道的活動を行ったための法的措置

【非戦闘員を退避させる活動】①在外邦人の艦船における輸送や②外国人輸送を邦人輸送の際の相乗りから拡大する現行自衛隊法に関する法的措置

【支援】施設・区域の使用に必要な法的規定の整理

【支援】
①「有事ACSA」の整理
②補給対象物資について、用するための法的措置

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

見直しに関連し、周辺有事の法整備についての検討 対象二十二項目は次の通り。

【人道的活動】現行PKO性を確保するための活動

【組織犯罪】海自艦艇、巡視船が国連決議に基き臨検を実施する

【米軍の活動に対する日本の支援】
①追加提供について、使用の整理

【手続等についての整理】②民間空港・港湾についての港湾管理者（自治体）の協力、立法措置

【同・整備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修繕

【同・通信】①緊急事態の措置

（7月3日朝日新聞より）

全人民的闘争を組織せよ

人民の抵抗闘争にまで適用することが可能なものである。さらにこの法案は国家権力による盗聴の合法化を狙ったものであり、治安弾圧体制の抜本的な強化をおしすすめるものである。日帝・法務省は、この秋の臨時国会にもこの組織犯罪対策法案を提出しようとしている。われわれはこれを絶対に阻止しなければならない。

同時に現在の有事立法の制定に向けた攻撃は、すぐさま憲法改悪へと結びついていくものである。日帝・橋本政権は、ガイドライン改定と有事法の整備に関して、「憲法の枠内で進める」「集団的自衛権の行使をしない前提で取り組む」といった言辞をふりまいている。しかしそれがペテンにすぎないことはあまりにも明らかである。

派の衆参議院による「憲法調査会設置推進議員連盟」（会長・中山太郎）の結成は、そうした帝・法務省は、この秋の臨時国会にもこの組織犯罪対策法案を提出しようとしている。われわれはこれを絶対に阻止しなければならない。

日帝ブルジョアジーによる明文改憲の要求をますます強めている。自民党や新進党などの超党派の衆参議院による「憲法調査会設置推進議員連盟」（会長・中山太郎）の結成は、そうした帝・法務省は、この秋の臨時国会にもこの組織犯罪対策法案を提出しようとしている。われわれはこれを絶対に阻止しなければならない。

日帝ブルジョアジーの要求を代表するものである。この「憲法議連」には、すでに三七五人が名を連ねており、憲法改悪阻止に向けたたかいがいよいよ労働者人民の焦眉の課題として浮上してきている。

ガイドライン改定と結合して狙われる有事立法の改定攻撃をわれわれは粉碎しなくてはならない。これは官民を問わずヒト・カネ・モノのすべてを日（米）帝国主義による侵略反革命戦争の遂行のために動員していこうとする攻撃であり、労働者人民一人ひとりに直接的にかけられ、労働者人民一人ひとりに直接的にかけられている攻撃である。だからこそそれは、広範で大衆的な労働者人民のたたかいによって葬り去られなければならない。一方で労働者にかけられている行革・規制緩和・労働法改悪攻撃に対するたたかいと結びつながら、この有事立法制定攻撃を労働者人民の固く深く広い団結によって粉砕していく。そのために全国・各地方において、労働運動を基礎に広範な労働者人民の共同行動を形成するために努力し、来年の通常国会に向けて全人民的な闘争課題へと全力で労働者人民がアジア人民を虐殺していくことに帰着していくしかねならない。

同時に、この有事立法制定攻撃に対するたたかいを、アジア人民と連帯する立場からたたかいいぬこう。日帝ブルジョアジーが狙う有事立法の制定は、ブルジョアジーの利害のために日本の労働者人民を侵略反革命戦争に総動員しようとするものであり、それは最終的には日本の労働者人民がアジア人民を虐殺していくことに帰着していくしかねならない。

最後に、このようないたたかいをおし進めるとともに、その内部からこうした矛盾を生みだす根本原因である帝国主義の打倒に向けたたたかいいを発展させていかなくてはならない。全国の労働者人民の皆さん。アジア人民と連帯し、日帝によるこの歴史を画する攻撃を粉砕するため、ともに全力でたたかっていこう。

る。ガイドライン改定―有事立法制定とそれにによる侵略反革命戦争準備の推進は、実際にはなし崩し的に憲法解釈を変更しながら、日帝が「集団的自衛権」の行使に本格的に踏みだしたこと意味している。同時に、そうした現実が日帝ブルジョアジーによる明文改憲の要求をますます強めている。自民党や新進党などの超党派の衆参議院による「憲法調査会設置推進議員連盟」（会長・中山太郎）の結成は、そうした帝・法務省は、この秋の臨時国会にもこの組織犯罪対策法案を提出しようとしている。われわれはこれを絶対に阻止しなければならない。

日帝ブルジョアジーの要求を代表するものである。この「憲法議連」には、すでに三七五人が名を連ねており、憲法改悪阻止に向けたたかいがいよいよ労働者人民の焦眉の課題として浮上してきている。

韓国反基地運動に因く連帶し 反基地國際共同闘争推進せよ

去る二月二一日、沖縄の米軍用地強制使用をめぐる第一回公開審理闘争の場に、韓国から反米軍基地運動をたたかう四三人の大派遣団が国境を越えて決起したことは記憶に新しい。この韓国からの反基地運動団の姿は、反戦地主会・一坪反戦地主会をはじめとした沖縄のたたかう労働者人民、そして全国の沖縄米軍基地問題に心を寄せる人民にかぎりない希望と励ましを送った。そして、そこから沖縄・韓国反基地共同行動が本格的に開始された。照屋秀伝さん（反戦地主会会長）や西尾市郎さん（アジアと連帯する沖縄集会実行委員会代表）などの呼びかけによって、「沖縄・韓国反基地行動委員会」が四月に発足し、そのもとに五月一三日～一五日、韓国と沖縄において同時に歴史的な反基地國際共同行動がたたかいで大成功を新たな出発点として、引き続き前進を続けている。

韓国と沖縄のたたかう人民は異口同音にこう叫ぶ。「軍隊は決して人民を守らない！ アジアから米軍基地を一掃しよう！ 基地も軍隊もないアジアを実現しよう！」と。この共通の熱い願いが、実現不可能な単なる願望ではなく、手応えある現実の共同闘争として積み上げられていこうとしている。これらのたたかいこそが、全国の基地・軍隊とたたかう人々の新たな希望を生みだしてきたのである。

本稿では、開始されたこの反基地國際共同闘争の一方の強力な主体である韓国の駐韓米軍基地返還運動にスポットを当て、駐韓米軍問題とは韓国人民にとって、またアジアとわが国の労働者人民にとっていつたいどのような問題なのか、またわれわれが注目すべき韓国人民の反米軍基地運動の地平と発展方向は何か、そしてこの間の反基地國際共同闘争の中から突きだされてきた日本プロレタリアートの韓国反基地運動への連帯の課題とは何なのかを提起していきたい。

人民を扣圧する駐韓米軍

まず私たちが踏まえねばならないのは、韓国に置かれた米軍基地の約半分は、旧日本軍が駐屯していた地域を日帝の敗戦によって米軍が接收したものであり、駐韓米軍基地問題の根は日帝の植民地支配と侵略戦争にあることである。その典型が、駐三四軍司令部が置かれているソウルの龍山（ヨンサン）米軍基地である。ソウルの中心に位置する龍山地区は、古くから軍事的要衝として七〇〇年にわたって断続的に外国軍隊の占領下にあったが、この地を本格的な侵略軍隊の拠点にしたのは他ならぬ日帝であった。

日帝は朝鮮侵略戦争であった日露戦争時に数万の軍隊をこの地に送り込み、一挙に三〇〇万坪を武力をもて占領し、家や田畠や墓を守ろうと抵抗する人民を憲兵隊によって弾圧し、日本軍の司令部を建設した。現在の龍山米軍基地は、この地をその施設とともに米軍が接収して建設したのである。そして、朝鮮戦争に

おいて韓国人民はさらに膨大な土地を新規に建設される米軍基地として問答無用に強奪されていった。敗戦からまもなく米帝と反革命軍事同盟をむすび、帝国主義としての復活をめざしていった日本軍の支配階級は、この過程においても、自らの再軍備と特需景気による経済復興の足がかりとして、とことんまで米帝による朝鮮戦争に協力した。

アジア人民に 対する侵略軍

深刻な基地被 害・米軍犯罪

他方で、駐韓米軍の存在は、日々韓国人民の生命と生活と環境とを侵害しつづけている。開始された韓国人民の反米軍基地闘争が激しく告発しているように、実に一日平均五・五件、年間約二〇〇〇件におよぶ米軍犯罪が引き起こされ、生きるために米兵相手に働くねばならない女性たちをはじめ、累計一〇万人以上という膨大な人民が犠牲とされた。

米軍は、米軍基地以外にも土地の一方的強奪を行っている。韓国には全国九六カ所の米軍基地が存在するが、米軍は実際にはこれ以外にも「地域供与地」という名の膨大な土地を、そこで生活する地元の人々への不利益や危険を一顧だにせず、射撃訓練場の安全地帯や米軍施設保護などの名目で、米軍の活動のために有無

現在、韓国には約三万七〇〇〇人の米軍が駐屯している。駐韓米軍の主力は、陸軍と空軍である。海軍については、米太平洋艦隊と第七艦隊が朝鮮と日本の周辺海域で日常的に軍事訓練を行っているために韓国には部隊を置く必要が



前進を続ける韓国反基地運動(ソウル・96年8月)

を言わせず韓国政府を通じて提供させている。その実態は公開されておらず、住民たちはある日突然、自分の土地が「供与地」にされていることを知らされ、「供与地」であることを理由に新規の基地建設のために土地を追い出されたり、建築物を一方的に撤去させられたり、さまざまな被害を強制されている。

この他にも、騒音問題や有害物質のたれ流しによる水質・土壤汚染は、基地周辺の作物の生育に大きな支障をもたらし、電磁波による被害、米軍が使い捨てた施設に発癌物質のアスベストがむき出しのまま放置されているなど、事態はきわめて深刻である。

無期限に続く 基地提供義務

米軍の韓国駐屯の直接の法的根拠となっているのは、米韓相互防衛条約（一九五三年の朝鮮戦争の停戦協定締結直後に制定）であり、駐屯米軍の法的地位を定めているのが米韓行政協定（一九六七年制定、一九九一年改定）である。

この二つの関係は、ちょうど日米安保条約と日米地位協定の関係と同じものと考えてよい。またこれらが、加害者である米軍・米軍人を手厚く保護する一方で、まったく人民の利益を守らない点も同じである。しかし、その内容は、アメリカと日本やドイツの間の同様の条約・協定とくらべても、よりいつそう米軍の利害がむきだしになつたものである。

米軍が「公務中」と認定した事件や犯罪に対しては、韓国政府はいつさい裁判権を持つこと

ができず、不間に付される。公務外の事件・犯罪についても、韓国政府が被疑者を拘束検査することは不可能であり、はなはだしきは実刑判決を受けた直後に本国へ逃走する例などになつたものである。

米軍が「公務中」と認定した事件や犯罪に対しては、韓国政府はいつさい裁判権を持つことができず、不間に付される。公務外の事件・犯罪については、韓国政府が被疑者を拘束検査することは不可能であり、はなはだしきは実刑判決を受けた直後に本国へ逃走する例などになつたものである。

米軍が「公務中」と認定した事件や犯罪に対しては、韓国政府はいつさい裁判権を持つことができず、不間に付される。公務外の事件・犯罪については、韓国政府が被疑者を拘束検査することは不可能であり、はなはだしきは実刑判決を受けた直後に本国へ逃走する例などになつたものである。

基地返還運動 の登場の経緯

韓国では、いわゆる「文民政權」の成立以後の今日もなお厳然と国家保安法が存在し、国家安全企画部がますます権力を強化して、人民の運動を弾圧し、たたかう人民を日々獄中につないでいる。このようなかで、反米軍基地運動に取り組むことは、長い間「アカ」「北のスペイ」のレッテルを張られ、問答無用で拘束されることを意味する時代が続いてきた。しかし、

八七年民主化抗争にいたる八〇年代の韓国人民の民主化闘争の前進を背景とした反米闘争の気運の高まりのなかで、それまでタブーとされてきた米軍基地問題に対する人民の不満が醸成され、韓国における反米軍基地運動は新しい歩みを開始した。一九九二年、「同じ人間の仕業と信じることができない」と言われた、あまりにむごたらしい米軍犯罪の典型ともいべき、米兵によるユン・グミさん強姦殺人事件が起つた。この事件は韓国全土に衝撃を与え、怒りの声を巻き起こし、各界各層の結集で抗議闘争がたたかわれた。それまで闇から闇に葬られ、なきものとされてきた米軍による被害の実態を粘り強く掘り起こすべく、一九九三年に「駐韓米軍犯罪根絶のための全国運動本部」が発足し、その調査研究機関としての専門的活動が先行的に開始された。そして、大衆運動の面でも九〇年前後のソウルの龍山米軍基地の地方移転をめぐり、広範な移転反対運動が起こった。これが、結局のところ韓国人民の分断・対立にしか結果しなかつたことを批判的に総括し、一九九三年、龍山米軍基地の移転先として政府に指名された平澤（ピョンテク）の反対運動とソウルの反対運動が、一方で米軍基地撤去・日米安保破棄を求める沖縄人民のたたかいと結合し、

どが多発している。その中には米軍人のみならずその家族、未成年の子供、親戚などまで含まれ、米軍と同様の特権的な待遇を受けることになつていている。

そして韓米相互防衛条約は、いっさいの見直しのための規定がなく、事実上、米軍による基地の永久使用をみとめるものとなっている。日本においても、四月の米軍用地特別措置法の強行改正によって、実質的には国が必要と認めれば土地の所有者の意志とは関係なしに、米軍用地として無期限に使用しつづけることができるという許すことのできない状況が生み出されているが、韓国においてはそもそも米軍への基地の提供を定めた米韓相互防衛条約が一定期間ごとに両国間で見直されるという建前さえ取つて

前進する韓国 反基地運動

運動が互いに話し合い、「移転」か「移転反対」かではなく、全国の米軍基地を自分たちの土地として取り戻す「米軍基地返還」運動をめざして、反米軍基地運動の全国的な共闘と前進の転機がつくり出された。さらに、これらの前進の上に、「わが土地米軍基地取り戻し全国共同対策委員会（準備委員会）」が出発した。そして毎週金曜日には、駐韓米軍問題の象徴ともいいうべきソウルの龍山基地前で定期抗議行動が組織されつづけている。

発展する韓国 の反基地運動

これらたたかいは、韓国在野勢力の戦闘的な中核組織である民主主義民族統一全国連合とも結合しつつ、全民的な政治闘争の一環として発展する萌芽をはらんで、全国各地のたたかいいと結びついて前進をかち取ってきた。このたたかいは、一方で知識人や弁護士などを組織して、これまで不間に付されてきた駐韓米軍犯罪問題の社会問題としての啓発と不平等な米韓行政協定の改正運動などを推進してきた。そして、「せめて米軍基地の賃貸期間を定めよ」「米軍基地駐屯地域支援に関する特別法を即時制定せよ」という要求を掲げるなどさまざまな戦術を使い、基地経済に組み込まれて生きざるをえない当該地域の住民の支持をも慎重に取りつけながら、他方で何よりも米軍基地と決して共存することのできないすべての被抑圧階級人民自身のたたかいとして、厳しい弾圧をかいくぐりながら前進してきている。

さらにまた注目すべきは、これらの韓国の反米軍基地運動が、一方で米軍基地撤去・日米安保破棄を求める沖縄人民のたたかいと結合し、

互いのたたかいの経験に深く学びながら、米軍基地問題の元凶たる日帝に対する歴史的な国際共同闘争を開始していることである。そしてまた、すでに人民のたたかいによって米軍基地を撤去させ、引き続きACOSAなどを通した米帝の支配介入とたたかい続いているフィリピン

国際共同闘争の発展を!

日本の人民の課題とは何か

このような反米軍基地運動を担っている（その多くは、韓国の若い世代の人々である）韓国人民の国際主義のための活発・果敢な活動と全効力で結合し、アジアから米軍基地をたたきだすための国際共同闘争の前進に向けて自らもその一翼として一貫して決起しよう。そして帝国主義の分断支配の鎖を断ち切る主人公として、プロレタリア国際主義の担い手として、次にのべる韓国反基地運動への連帯の課題を体現していかねばならない。

第一に、開始された反基地国際共同行動を、具体的な国境を越えたアジア人民の共同闘争として、全国の基地・軍隊とたたかう人々のますます大衆的で広範な共同のたたかいとして発展させつづけることである。各国ごとのバラバラなたたかいではなく、アジア人民の共同の創意工夫に満ちた共同闘争によってこそ、国境を越えて展開する敵の足元をはりくずし、アジアから米軍基地を一掃するというアジア人民の共通の願いを全面的に実現することができる。韓国と沖縄の人民によって開始された反基地国際共同闘争は、そうしたアジア人民のたたかいの勝利に向けた巨大な一步である。このたたかいへの「本土」の各地における反基地運動の結集を促進し、反基地国際共同闘争のさらなる大衆的発展をたたかいたろう。

第二に、われわれ日帝以下の労働者人民にとって不可欠の課題は、韓国人民との実践的な共同闘争を推進しつつ、駐韓米軍問題の歴史的根柢である日本帝国主義の戦前戦後をつらぬくアジア侵略・支配を告発・暴露し、それとのたたかいを組織することである。

駐韓米軍問題は、日帝の朝鮮植民地支配と侵略戦争、そして日本の加担なしにはありえなかつた朝鮮戦争の直接の産物であり、日本の労働者人民はそれを阻止しなかったという痛苦な歴史を背負っている。さらに日帝はその後、日韓条約の締結によって、戦争被害者への戦後補償を政府間の「経済協力」へとすり替え、それを足がかりとして韓国への経済侵略を加速させて

人民をはじめ、アジア諸国の日帝とたたかう勢力との連帯をはらんで、韓国からの米軍基地の撤去は共通の未来を切り開くためのアジア人民の共同の政治闘争課題として、大きな位置をもつに至っていることである。



反基地国際共同闘争の前進を(沖縄・97年5月)

いった。同時にそれは、韓国政府を唯一の合法政権として承認することによって、朝鮮半島の南北分断を固定化させつづける役割を果たし、在日朝鮮人民内部に分断を持ち込もうとするものであった。今日「自由主義史觀派」が公然と「日本人の誇りを取り戻せ」と叫んでいることをみると、朝鮮・アジア人民の戦後補償要求を実現するためにたたかうとともに、こうした今日に至る日帝の朝鮮半島侵略と分断支配を暴露し、それに対する闘争をより意識的に組織しなければならない。韓国の反基地運動に連帯しようとする日本の労働者人民にとって、それは不可欠の課題である。

第三に、もっとも主体的今日的な課題は、日帝が今秋ガイドライン改悪をもって踏み出そうとする朝鮮半島への米軍と日本軍（自衛隊）の共同出兵のための準備と対決し、切り開かれた反基地国際共同闘争をガイドライン改悪による日米共同作戦体制・米日韓軍事体制の強化と対決するアジア人民の国際共同闘争へと発展させていくことである。

日帝は、共和国の解体をあらゆる手段で策動しつつ、それがもたらす混乱に備えて日米共同作戦体制の強化を急いでいる。その刃は同時に韓国における反人民的政権の打倒と朝鮮半島の統一をめざすたたかいに向けられている。そうすることによって日帝は、自らの朝鮮・ア

ジア支配をより強固なものへと打ち固めようとしているのだ。開始された反基地国際共同闘争を、そうした日帝の野望を打ち破り、日米共同作戦体制・米日韓軍事体制と対決するアジア人民の国際共同闘争として力づよく発展させていかねばならない。今日ガイドライン改悪のための口実として、「北の脅威」などの朝鮮民主主義人民共和国への排外主義的キャンペーンが吹き荒れている。こうしたなかで、排外主義との闘争ぬきには、朝鮮半島の人民との眞の連帯をかち取ることはできない。韓国反基地運動と固く結合し、排外主義煽動と侵略戦争準備に対する日本の労働者・市民・学生の広範な反撃戦を組織し、もってアジア規模でのたたかいつの翼をなしていくことではないか

アジア反帝統一戦線建設を

開始されてきた反基地国際共同闘争は、沖縄と韓国の反基地運動の結合を中心としつつ、これに連帯したたたかいを切りひらこうとしてきた無数の先進的労働者人民の努力が結実したものであった。この過程において、日帝とたたかうアジア人民の国際ネットワークであるAWC（米日・アジア侵略・支配とたたかうアジアキャンペーン）は、開始された反基地国際共同闘争をアジア規模でのたたかいでと発展させていくために奮闘した。またアジア共同行動日本連は、昨年夏に韓国へ代表団を派遣し、秋には沖縄・「本土」・韓国をつらぬく反基地闘争を推進するため沖縄を含む全国各地でフォーラムや集会を開催し、五一四日の沖縄における「沖縄・韓國反基地行動委員会」呼びかけの集会に一〇〇人にのぼる現地闘争団をもって結集し、また同時に開催された韓国の国際シンポジウムや「人間の鎖」行動に代表を派遣してたたかい抜いた。

この八月、韓国反基地運動の招請に応えて、沖縄の反基地運動からの派遣団およびアジア共同行動日本連の派遣団が韓国を訪問する。それは、必ずや反基地国際共同闘争のこれまでの成果を打ち固め、さらに大きな前進を切りひらいていくものとなるであろう。国境を越えた反基地国際共同行動をさらに沖縄・「本土」・韓国をつらぬいて継続的・実践的に発展させ、ガイドライン改悪による日米共同作戦体制・米日韓軍事体制の飛躍的な強化と対決するアジア人民の国際共同闘争を切りひらいていく。また前進する韓国階級闘争との連帯を、このよだな国际共同闘争の積み重ねの上に強化すべく、先進的労働者は奮闘しよう。そして、これらのあらゆるたたかいをAWCの反帝・アジア人民・政治統一戦線としての強化とアジア共同行動日本連の拡大・強化に結実させていくこと!

7・3 沖縄

第5回公開審理闘争が闘われる

反戦地主が米軍の土地強奪を弾劾！

日帝は、五月一五日に使用権原を失った沖縄の反戦地主・一坪反戦地主約三〇〇〇人が所有する軍用地を引き続き強制使用し続けるために、今年四月、文字通りの「安保翼賛国会」において米軍用地特措法の改悪を強行した。日帝はこれによって、強制使用期限切れ後も軍用地を永続使用する道を開くとともに、反基地闘争を高揚をたきつぶそうとしたのである。これに対して、五月の沖縄「本土」アジアを貫くたかの爆発をたきつけた労働者人民は、反戦地主を先頭に断固とした反基地闘争を押し進めている。

改悪特措法は、収用委で審議中ならば使用期限が切れても軍用地を「暫定使用」できるだけではなく、収用委が却下裁決をした場合でも、その裁決に対して政府が（政府の一基である）建設大臣に審査請求中は「暫定使用」でできるというものであつた。すなわち改悪特措法は、収用委までに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。

弾圧、差別やめよ

一日も早く土地開放を

阿波根昌鷹さん

反戦

地主

われわれ伊江島の農民が手を合わせて大事な土地を取つてくれるな、とお願いしたのに對し、アメリカ軍三百人は完全武装で上陸、「この島はアメリカ軍が血を払つて日本軍より分捕つた島である。君たちがイエスでもノーでも立ち退かな知つてくれるであろうか」

と歌つた。
天幕から出たわれわれ農民は逮捕されない。反対した謝司同胞ばかりを立て、百五十戸の立ち退きに土地を取られ、家も、食べ物も仕事もない。われわれはどうすればいいのか教えてください」と、那覇を古い天幕に押し込まれた。おばあさんたちは「雨降れ三戸に食い止めた。しかし、まだ一年近く訴えた。沖縄各地から頑張れといふ声援が続いた。そして土地を守る協議会が十六団体によつて始まり、アメリカ軍政府前に座り込み、「土地を奪わせて、日米両政府の不當なり方を徹底的にやめよう」と手を取り合ひ、力

われわれはこれまで公開審理に

過大な幻想を抱いたり、そこに強制使用阻止闘争の一切をかけてしまう

ようことはしなかつた。しかし今回特措法改悪は、もはや公開審理闘争をもつて収用委員会に却下裁決を強制していくことによっては、強制使用を阻止することが不可能であることを最終的に明確にした。そ

ういう意味で特措法改悪は、問題の本質をよりいっそう鮮明にしたといえる。すなわち、強制使用阻止・

基地撤去闘争は、ブルジョア法の枠内でその矛盾をつくことのみによって実現できるのではなく、労働者人民の安保粉碎！基地撤去！の

たたかいの発展によってこそかち取られる。われわれはプロレタリア国際主義と自國帝国主義打倒のたたか

いのさらなる前進を何としてもかち取っていくなかで、改悪特措法もろとも強制使用を粉砕していかなくてはならない。

この新たな事態のなかで、しかし公開審理闘争がまったく無意味なものになってしまったわけでは決して

ない。それは基地や安保、そして強

ねばならない」（新垣代理人）のである。

反戦地主たちは、米軍が銃剣で住民を家から追い立て、目の前で家に火を放つたりブルドーザーで打ち壊した様子を生々しく語った。「家や畑を奪われたら生きていけないと哀願する老人を袋に入れて「逮捕」するなど、米軍は多くの住民を嘉手納基地や那覇に収監して土地を強奪した。生活手段を奪われた住民たちは、一年近く「乞食行進」をし、土地接収の非道さ不當性を訴えて沖縄全島を歩いた。これは後の「島ぐるみ土地闘争」につながつていった。

ある反戦地主は、演習場とされてしまった自分たちの土地に入り込み、空から撃ち込まれる弾を拾うこと以外に生きる術を奪われてしまった生

徒が被弾して死亡してしまったことから、弟が被弾して死亡してしまったことから、阿波根昌鷹さんの感動的な映像メッセージで締めくくられた。阿波根さんは、ゆったりとした語り口

で米軍の土地強奪や政府の強制使用を糾弾し、「ともにがんばっていきたいと思う」と呼びかけた。

この日の伊江島の反戦地主たちの証言は、会場に結集した労働者人民はもとより、収用委員にも多大な感謝を与えたようである。収用委員長は、終了後の記者会見で「会場だけではなく、全国で聴かせたかった」と感想を述べている。

次回公開審理は八月一二日に開催される。広く労働者人民を反基地・反安保闘争へと立ち上がりさせていくための場として、反戦地主と連帯してたたかい抜こう。

伊江島飛行場の

集中審理を行う

この新たにかかるべきは、これまでに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。

同時に、日米安保体制を搖るが

までに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。

同時に、日米安保体制を搖るが

までに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。

同時に、日米安保体制を搖るが

までに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。

同時に、日米安保体制を搖るが

までに前進した反基地闘争によつて追いつめられた日帝ブルジョアジーが、暴力支配という自らのもつ本質をよりいっそ露骨に露呈せざるをえなかつたということである。



伊江島の反戦地主訴え



土地収奪の模様
土生々しく再現、
軍用地強制使用公開審理



6・20 大阪

労働法の規制緩和に反対し集合

闘う大阪の労働者が二五〇〇人結集

六月二十日、「労働法の規制緩和に反対する三〇〇〇人集会」が大阪の中之島公会堂で開催された。当初の目標の二〇〇〇人にはおよばなかつたものの、二五〇〇人の大結集がかちとられた。

この集会には、大阪全労協傘下の各単組、連帯労組関生支部、全港湾大阪支部、自立労連、新聞労連、武庫川ユニオン、航空規制緩和に反対する客室乗務員組合有志、関西女の労働問題研究会、共催団体である大阪労働弁護団など、多数の労組、活動家、運動団体が結集した。当初結集が予定されつつも、前段で参加をとりやめた自治労大阪の労働者もまた多数参加していた。

集会は、吉田伸実行委員長の「労働法の規制緩和は労働組合運動の基礎を解体する攻撃であり、日本の労働者はフランスや韓国の労働者のたかいに学びながら徹底抗戦でたたかうべきである」という開会あいさつから始まった。続いて発言に立った大阪労働弁護団は、「労働三権そのものが侵されている。今こそ反撃の広範なたかいを」と訴えた。

記念講演を行った関西大学の大沼教授は、「ひさかたぶりに多くの労働者の結集と熱気のなかで講演ができて感動しています」というあいさつ後、おおよそ以下のよう提起を行った。大沼教授は、まずヨーロッパにおける労働法制成立の歴史的背景を説明しながら、それが労働者の犠牲と引きかえにかち取られてきたことについて述べた。そして、戦後における労働法制の成立過程をふり返りつつ、全世界的な新自由主義にもとづく労働者保護制度の解体と連動した、中曾根政権以来の労働法制解体攻撃の本格化の経過などを括的に説明し、この資本の攻撃が労働法制の解体とどまらず、資本に都合のよい新たな社会・経済システムを構築しようとする攻撃であり、それゆえ労働者階級にとっては單に

7・25 東京

今秋ガイドライン闘争に立て！

アジア共同行動日本連全国会議開催

アジア共同行動日本連全国会議が

七月二十五日、東京の浜松町海員会館において開催された。この会議には、共同代表の斎藤一雄さん（元衆議院議員）、さらに全国各地の実行委員会の代表が結集した。

全国会議は、共同代表の小城修一さんのおいさつから開始された。そして、全国事務局から前半期のたたかいの簡単な総括と後半期の方針・事業、会計報告が提起された。

後半期の方針では、①これまでの沖縄のたたかいと連携した反基地・反軍事同盟のアジア共同行動をいつそう促進すること、②ガイドライン改定・有事立法・改憲攻撃＝日米の「朝鮮有事」をテコとするアジアへ

の軍事介入と共同軍事出動に反対する大衆的キャンペーンを全国一各地で推進すること、③こうした日本でのアジア侵略支配の歴史的攻撃と、日本の国連安保理常任理事国入りに対するたたかいをアジア規模で推進し、アジア各国の交流・連帯をすすめることが提起された。

そして具体的な事業として、八月の韓国などへのアジア連帯ツアーや、改定阻止・有事立法・改憲攻撃を許さない！アジア共同行動の全国各地での大衆的たたかいの推進、一一月の台湾で開催されるAWCのCCB（国際幹事会）への代表参加、一二月アシア共同行動全国交流フォーラムの開催などが提起された。

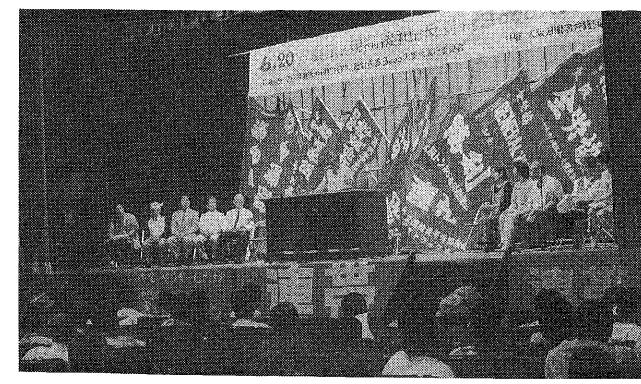
法改悪に反対するだけではなく、労働者がいかなる社会を建設するのかという問題と結合してたたかうことが重要であると提起した。続いて行われた講談で旭堂小南陵さんは、「弱い者いじめの規制緩和」と題して、持ち株会社、年棒制、裁量労働制、労働者派遣、女子保護規定の撤廃などが、労働者の実生活のなかでどのような影響を与えるのかを熱演し、参加者の笑いを誘いながら規制緩和・労働法改悪の反人民的性格を訴えた。

その後、規制緩和の現場でたたかう労働者からのアピールが、郵政労働組合（郵政民営化）、京都医薬品労働組合（薬販売規制緩和）、新聞労連（著作物の再販制度の廃止）、武庫川ユニオン（プロパン検査規制緩和）、大阪トンボ交通労組（タクシーの規制緩和）、客室乗務員組合

の労働法改悪攻撃はアジア侵略反革収奪の強化にむけた労働法制改悪の策動は、急ピッチで進行している。すでに七月末には、労基法改悪の骨子が中央労働基準審議会から提出され、秋の臨時国会または来年一月からの通常国会への労基法改悪案の上程がもくろまれている。これらが、日帝ブルジョアジーによる搾取・

支部（港湾の規制緩和）、関西女の労働問題研究会（女性保護廃止）などがから行われた。そして、集会決議と団結ガンバローをもって、熱気あふれる集会は終了した。

有志（航空規制緩和）、全港湾大阪支部（港湾の規制緩和）、関西女の労働問題研究会（女性保護廃止）の成功は、このようたたかいの前進にむけた大きな第一歩にほかならない。この攻撃が帝国主義間対立に根拠づけられ、したがってアジア侵略反革撃のたたかいをつくりだしていくなければならない。六・二〇大阪集会の成功は、このようたたかいの前進にむけた大きな第一歩にほかならない。



命戦争体制確立の攻撃と固く結合していることを訴え、全国・各地で反撃のたたかいをつくりだしていく必要があります。六・二〇大阪集会の成功は、このようたたかいの前進にむけた大きな第一歩にほかならない。

影響、労働者保護制度の根幹的解体などを労働組合の日常活動のなかで、さらには地域におけるさまざま取り組みを通して暴露していくしかねばならない。そしてそれのみならず、この攻撃が帝国主義間対立に根拠づけられ、したがってアジア侵略反革撃のたたかいをつくりだしていくしかない。

副学長制導入に抗議の声

京都大学で総長団交実現 一方的決定に広範な反撃

今日、全国の大学で大学再編が進行している。それはカリキュラム再編、キャンパス再編、寮の新設・廃止、またそれらを進めるための事務局機構の再編などさまざまな領域にわたるものである。それは学生たちの生活や自主活動を左右する問題にまかかわらず、多くの場合、事前に学生たちに公式に伝えられることなく、また学生たちの反対の声を押し切つて強行されている。こうした流れの一環として、現在京都大学において、「副学長制の導入と学生部の事務局機構への編入」という問題が浮上している。

当事者無視の機構改革

六月二十四日、京大の「最高意思決定機関」である評議会は、「副学長制の導入と学生部の事務局機構への編入」を議決した。それは大学再編副学長を導入し、それぞれが「学生問題の円滑な解決」とキャンパス再編・カリキュラム再編にあたらせ、同時にそのために、これまで事務局とは相対的に独立した機関として、学生たちとの交渉にあたってきた学生部を事務局へと編入するというものである。それはもちろんのこと学生たちの生活と自治・自主活動に大きな影響をおよぼすものである。しかし京大当局は評議会での決定にいたるまでついに学生たちにそれを知らせることしなかった。学生たちは六月中旬になって新聞報道でようやくこの事実を知ったのである。当事者の無視した京大当局の一方的決定は、狙われている副学長制の

導入が、これまで獲得してきた権利の大半が剥奪につながっていくのではないかという危惧を学生たちのあ

いだに広げた。寮・学部自治会やさまざまなサークルによって、「学内再編問題に関する連絡協議会」がつくられ、七月一日には、総長に対する公開質問状が一九団体の連名で提出された。そしてその回答期限である八日には、約二〇〇人が参加して「学内再編をうつ宴」と銘うたれた全学的な集会が各団体の創意工夫をもって取り組まれ、引き続いて回答要求行動が行われた。学生たちの要求に対して京大総長はまったく不誠実な対応をとった。当初用意された回答は単に「後日広報に掲載する」とだけ書かれたものであり、それは当然ながら学生たちの激しい怒りを呼んだ。回答要求行動への参加者たちは、時計台につめかけ、また用意された車に乗って大学から出ていくうとする総長を何重もの人の輪で取り囲んだ。そうしたなかで、ようやく三日後の一一日に総長との団体交

総長団交ははじまった。一方的な決定や副学長制導入の狙いを追及する団交参加者に対して、しかし総長は、「必ずしもすべての問題を学生に事前に知らせる必要はない」と居直り、また今回の制度改革についても、行政や規制緩和の流れのなかで国立大学の民営化が議論されるなかで、大学が生き残っていくためにはしかたないことといった言葉を繰り返すのみであった。このような総長の姿勢もあいまってこの日の団交では「決着」はつかず、後日あらためて団交が設定されることになった。次回の総長団交は秋に予定されている。この京大での学生たちの取り組みは、単に学生の既得権の擁護や学内の管理強化に対する批判にとどまらず、それを通じて大学のあり方そのものを問うていくという質をはらんで展開されている。一連の取り組みを通じて、例えば民族学校出身者をあらかじめ排除しているようなあり方、また東南アジア研究所の「矢野事件」に象徴されるような性差別構造を温存しているようなあり方が問題にされ、また制度改変の背後にあらゆる政府や資本の大学再編に対する意図自体が問い合わせられるようとしている。現在の京大のありかたや今後の大学再編によって影響をうけるすべての当事者が開かれるかたちで展開されているこの京大での取り組みを、全國規模で進行する大学再編に対する反撃として、引き続き注目していく必要がある。

五百人結集



学内再編への広範な反撃が開始されている(7月8日・京大)



総長団交には500人が参加した(7月11日・京大)



そもそもこの自衛隊機の派遣は、外務省すら「アノンベン国際空港は七月九日離着陸が再開され、いまの時点では自衛隊機を使う必要はない」と表明し、すでに民間機が運行を開始していたにもかかわらず、突然橋本が決断して実行したものであった。そして、この自衛隊機の派遣は、一勢を取ったことは正しい選択だった

去る七月一二日、日帝・橋本政権は「カンボジアの邦人保護」のため、那覇空港に待機していた自衛隊のC-130輸送機三機をタイのウタバオ海軍基地に派遣した。そしてわずか五日後の一七日、これらの自衛隊機は「事態が鎮静化に向かっている」ことを理由にタイから撤収した。われわれは、この「邦人保護」を理由とした戦後初めての自衛隊の海外派兵を厳しく弾劾する。そして、このタイへの派兵をきっかけとして一挙に進行する自衛隊法改悪策動を粉碎するために断固として決起することを呼びかける。

★新ガイドライン★

切の法的根拠を持たないままに強行されたものであった。確かに一九九四年一月の自衛隊法改悪によって、「邦人保護」のための自衛隊機の派遣が無理やり「合法化」された(同法第一〇〇条八項)。しかし今回の派遣は、この条項を発動したのではなく、橋本政権はこの条項を発動するための「準備行為」として派遣したのだと説明している。だが、自衛隊法には「準備行為」などという規定は存在しない。このように「邦人保護」のための「準備行為」という名目で自衛隊機の派遣が可能になるのであれば、日帝は何の法的根拠もないに紛争地域に自衛隊を好き放題に派兵することができるようになる。そんなことを絶対に許すことはできない。

橋本政権が「準備行為」などといふ名目で自衛隊機派遣を强行した理由は、今秋のガイドライン改定から有事立法制定に備えて「邦人保護」のための派兵の実績をつくりだし、有事立法の一部としてさらに自由に派兵できるように自衛隊法の改悪を実行ことにある。政府や自民党の首脳は、「事態の急変に備え万全の態勢を取ったことは正しい選択だった」

切の法的根拠を持たないままに強行されたものであった。確かに一九九四年一月の自衛隊法改悪によって、「邦人保護」のための自衛隊機の派遣が無理やり「合法化」された(同法第一〇〇条八項)。しかし今回の派遣は、この条項を発動したのではなく、橋本政権はこの条項を発動するための「準備行為」として派遣したのだと説明している。だが、自衛隊法には「準備行為」などという規定は存在しない。このように「邦人保護」のための「準備行為」という名目で自衛隊機の派遣が可能になるのであれば、日帝は何の法的根拠もないに紛争地域に自衛隊を好き放題に派兵することができるようになる。そんなことを絶対に許すことはできない。

現在の自衛隊法第一〇〇条八項では、「邦人保護」のための自衛隊機の派遣について、①外相が外国での災害や騒乱などで邦人の生命・身体の保護が必要と判断した場合に、防衛庁長官に自衛隊機の派遣を依頼する、②輸送の安全が確保されていると認められる場合に、自衛隊機による邦人の輸送を行うと規定されている。これに加えて同法改悪にあたりての閣議決定(九四年一月五日)では、③輸送に使用する航空機の安全性が確保されていない場合には実施しない、④輸送に戦闘機は使用しない、⑤戦闘機による輸送機の護衛は行わず、在外邦人などの生命、身体、航空機を防護するための武器は携帯しない(警務官が携行する拳銃を除く)などが確認されている。

橋本政権は、これらの自衛隊派兵に関する制約を一挙に取りはらうことを探っているのだ。その焦点はまず、「有事のときに安全なケースはない。安全であれば民間のチャーター機で対応できる」(山崎・自民党政調会長)と述べているように、「輸送に使用する航空機の安全が確保されている場合」という自衛隊機派遣の前提条件を撤廃することにある。まさに戦場のまっただ中に自衛隊の輸送機を派遣できるようにし、その護衛として戦闘機まで派遣できるよ

(梶山官房長官)と今回の自衛隊機派遣への批判に対しても、それをどころか「たいへんな問題を内蔵していることを考えれば、与党間で話題が無理やり「合法化」された(同法第一〇〇条八項)。しかし今回の派遣は、この条項を発動したのではなく、橋本政権はこの条項を発動するための「準備行為」として派遣したのだと今回の派遣をきっかけになれば幸いだ」(同)などと今回の派遣をきっかけに自衛隊法の改悪に踏みだす意図をあからさまに示している。

★絶対に阻止せよ★

現在の自衛隊法第一〇〇条八項では、「邦人保護」のための自衛隊機の派遣について、①外相が外国での災害や騒乱などで邦人の生命・身体の保護が必要と判断した場合に、防衛庁長官に自衛隊機の派遣を依頼する、②輸送の安全が確保されていると認められる場合に、自衛隊機による邦人の輸送を行うと規定されている。これに加えて同法改悪にあたりての閣議決定(九四年一月五日)では、③輸送に使用する航空機の安全性が確保されていない場合には実施しない、④輸送に戦闘機は使用しない、⑤戦闘機による輸送機の護衛は行わず、在外邦人などの生命、身体、航空機を防護するための武器は携帯しない(警務官が携行する拳銃を除く)などが確認されている。

橋本政権は、これらの自衛隊派兵に関する制約を一挙に取りはらうことを探っているのだ。その焦点はまず、「有事のときに安全なケースはない。安全であれば民間のチャーター機で対応できる」(山崎・自民党政調会長)と述べているように、「輸送に使用する航空機の安全が確保されている場合」という自衛隊機派遣の前提条件を撤廃することにある。まさに戦場のまっただ中に自衛隊の輸送機を派遣できるようにし、その護衛として戦闘機まで派遣できるよう

無法の自衛隊機派遣を粉砕せよ

うにしようとしているのだ。それだけではなく、「艦船の方が多くの人數を輸送できる」という理由で、自衛隊の艦船まで派遣できるようにならぬ。自衛隊の戦闘機や艦隊が「邦人保護」の名目で出兵し、武力をもって他国に軍事介入し、他の人民を殺りくするという事態が目前に迫っているのだ。

この自衛隊法の改悪は、「次期通

どろか「たいへんな問題を内蔵していることを考えれば、与党間で話題をつめて、政府も万全の措置を取り、一つのきっかけになれば幸いだ」といっしょにテーマにしたらしい」常国会でやればいい。ガイドライン(山崎・自民党政調会長)と述べるように、ガイドライン改定一有事立

法制定の一部にすでに組み込まれており、来年一月からの通常国会に上程されくることが必至である。たかう労働者人民は、このような自衛隊法の改悪を絶対に阻止しなければならない。それは、アジア・第三世界人民との連帯における日本労働者人民の責務である。

アジア各国の人民は、今回の「カンボジアの邦人保護」を名目とした自衛隊機の派遣に対して、それが再びアジア各国に日帝が軍事介入する道をさらに大きく開くものであることを見抜き、厳しく批判している。これを反映して、「日本人救出といふ名目のもと、現在作業中の米日防衛協力指針の改定と有事立法を円滑に推進しよう」という政治的な布石が

新規、「日本政府が独断専政的に自衛隊機を海外に派遣したのは、決して明確な目標なしに行動を起こしたのではない。……自衛隊機のごう音のなかから、日本が政治大国、軍事大国への歩みを速める足音を人びとは聞きとることができる。日本軍国主義の危害について記憶がまだ生々しいアジアと世界各国の人民は、日本のこの異常な行動にたいして高度に警戒せざるをえない」(中国・光明日報)などの論評が、アジア各国の報道において相ついでいる。

今秋のガイドライン改定と断固として対決し、有事立法制定を阻止するたかいの重要な一部として自衛隊法の改悪を粉砕するために決起しよう。